

# 独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構（非特定）

**所在地** 東京都港区虎ノ門4-1-8 虎ノ門4丁目MTビル5階

電話番号 03-5472-7101 郵便番号 105-0001

ホームページ <http://www.yuchokampo.go.jp>

**根拠法** 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成17年法律第101号）

**主務府省** 総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課、大臣官房政策評価広報課（評価委員会庶務）

**設立年月日** 平成19年10月1日

**沿革** 平15.4日本郵政公社 → 平19.10独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（郵便貯金契約及び簡易生命保険契約を承継、管理）

**目的** 日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

**業務の範囲** 1. 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行う。2. 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ

る同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第 18 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。 3. 1. 及び 2. の業務に附帯する業務を行う。 4. 株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）附則第 39 条第 1 項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行う。 5. 沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第 100 条第 1 項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務を行う。 6. 4. 及び 5. の業務に附帯する業務を行う。

（業務の特例） 機構は、当分の間、上記の業務のほか、次の業務を行う。

1. 整備法附則第 10 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便為替法（昭和 23 年法律第 59 号）の規定により郵便為替の業務を行う。 2. 整備法附則第 14 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和 23 年法律第 60 号。以下「旧郵便振替法」という。）の規定及び整備法附則第 14 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法の規定により郵便振替の業務を行う。 3. 1. 及び 2. の業務に附帯する業務を行う。 4. 整備法附則第 20 条から第 22 条までの規定及び整備法附則第 23 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 2 年法律第 72 号）の規定により寄附金の処理に関する業務を行う。 5. 整備法附則第 25 条の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第 2 条の規定による廃止前の郵便振替の預り金の民間災害救援事業に対する寄附の委託に関する法律（平成 8 年法律第 72 号。以下「旧郵便振替預り金寄附委託法」という。）の規定、整備法附則第 26 条の規定、整備法附則第 27 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法の規定並びに同条第 3 項及び第 4 項の規定により寄附金の処理に関する業務を行う。 6. 4. 及び 5. の業務に附帯する業務を行う。

## 財務及び予算の状況

<資本金> 7,000百万円

<国有財産の無償使用> なし

<予算計画>

(単位：百万円)

	区別	中期計画予算 (平成24~28年度)	平成25年度予算	
収入	業務収入	53,956,490	12,128,849	
	保険料等収入	52,424,873	11,751,828	
	運用収入	1,505,242	368,623	
	手数料収入	64	16	
	その他の業務収入	26,311	8,382	
	借入金償還原資	15,461,571	3,799,304	
	計	69,418,061	15,928,153	
支出	業務経費	53,953,832	12,128,229	
	保険金等支払金	52,443,927	11,759,033	
	支払利子	1,505,203	368,497	
	その他の業務支出	4,701	698	
	一般管理費	312	54	
	人件費	2,338	436	
	施設整備費	—	—	
	借入金償還	15,461,571	3,799,304	
		計	69,418,053	15,928,023

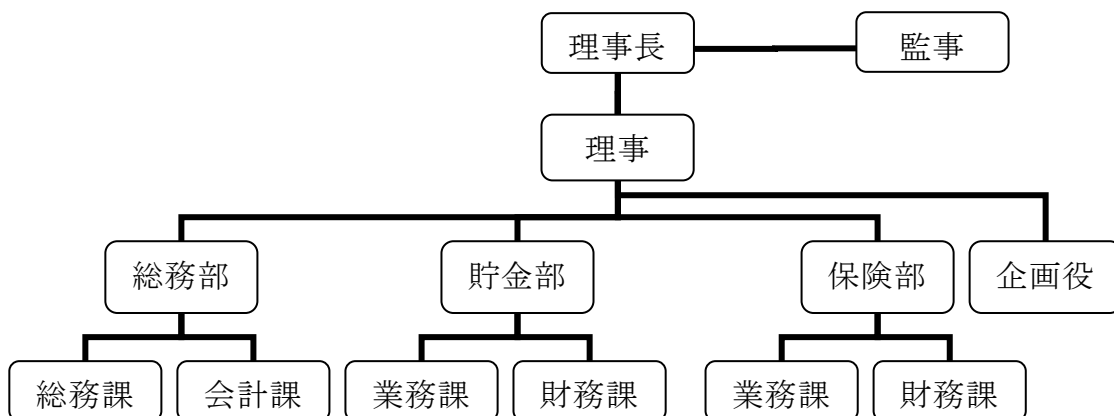
<短期借入金の限度額> 短期借入金をする予定なし

## 組織の概要

<役員> (理事長・定数1人・任期4年) 浦野 道郎 (理事・定数1人以内・任期2年) 前川 正文 (監事・定数2人・任期2年) 関 考人、(非常勤) 小池 敏雄

<職員数> 40人 (常勤職員40人)

<組織図>



## 中期目標

### 第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

### 第2 業務運営の効率化に関する事項

#### 1 組織運営の効率化に関する事項

機構の運営に当たっては、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの検討等により業務運営コストを縮減することとし、業務や組織の在り方について継続的に点検を行い、機動的に見直しを実施すること。

また、中期目標期間中に、国際ボランティア貯金寄附金の配分を完了し、業務体制の見直しを図ること。

#### 2 業務経費等の削減に関する事項

会社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行する中で、可能な限り業務の効率化を進め、特に、一般管理費については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、必要に応じて適切な見直しを行うこと。具体的には、機構の一般管理費及び業務経費の合計（業務に係る資金調達費用、残高証明手数料等役務委託手数料、保険金等支払金、訴訟に係る経費及び人件費を除く。）について、中期目標期間の最終年度において、平成23年度の当該経費の95%以下とすること。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与等の在り方について検証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。

また、適切かつ効率的に業務を実施するため、業務量に応じて組織・人員の合理化を図り、計画的に人件費の削減を進めるものとし、その際、部の統合についても検討すること。

なお、人件費の削減に当たっては、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、具体的な削減目標を設定し、必要な取組を実施していくこと。

#### 3 契約の点検・見直しに関する事項

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき機構が策定した「随意契約等見直し計画」を着実に実施することにより、契約の適正化を引き続き推進し、業務運営の効率化を図ること。

具体的には、随意契約の適正化の取組、一者応札・応募の改善に向けた公告方法・期間、入札参加条件の見直し等の取組を継続することにより、コストの削減や透明化の確保を図ること。

なお、少額随意契約についても、引き続き、複数の業者から見積りを徴することを徹底し、経費の効率的使用を図っていくこと。

### 第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### 1 資産の確実かつ安定的な運用

会社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険に係る債務の確実な履行を確保するため、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産について確実かつ安定的な運用を行うよう努めること。また、再保険先において確実かつ安定的な運用が行われるようその状況を把握すること。

#### 2 提供するサービスの質の維持・向上

委託した郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の質の維持・向上及び適切性の確保のため、こ

これらの業務の委託先及び再委託先に対して定期及び随時の確認等を行うとともに、必要に応じて改善を求める等の措置を講ずること。

特に、委託先及び再委託先における保険金等支払対応、顧客情報管理、苦情申告対応等、国民に対して提供するサービスの質の維持・向上に向けて引き続き改善していくことが求められる点については、委託先及び再委託先に対して、態勢整備を含め対応状況のモニタリングを行うとともに、不適切事例が発生した場合には、その発生原因等を分析し、その結果を基に必要に応じて一層の再発防止策の実施を指導する等、改善に向けた取組を強化すること。また、従来と比較してどのように改善されたかについて、検証すること。

なお、委託先の監督に当たっては、特に以下の点に留意すること。

- (1) 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の提供場所及び提供時間について、利用者の利便の確保に配慮したものとなるよう努めること。
- (2) 預金者、契約者等の利便を図るために特に迅速な処理が必要な手続について標準処理期間を設定し、その期間内に案件の9割以上を処理すること。

また、監査業務の実施に当たっては、委託先及び再委託先の実施する内部監査の結果の利用を進めるなど、各組織の内部統制機能を活用して、効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。

### 3 預金者等への周知

郵便貯金管理業務について、預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を適時に把握し、郵便貯金の預金者にその状況を周知することにより、郵便貯金に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

簡易生命保険管理業務について、支払義務が発生した保険金等の残存状況を適時に把握し、簡易生命保険の契約者等にその状況を周知することにより、簡易生命保険に係る債務の履行の確保・促進を図ること。

なお、広報業務の実施に当たっては、実際に窓口において権利行使をした者に対する実態調査等を行い、費用対効果を十分検証しつつ、より効果的かつ効率的な実施に努めるとともに、機構全体の経費の増大を招かないようにすること。

### 4 照会等に対する対応

預金者、契約者等からの照会等に対し迅速かつ的確に対応するとともに、委託先及び再委託先においても同様の対応が確保されるよう努めること。

### 5 情報の公表等

会社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険の適正かつ確実な管理及びこれらに係る債務の確実な履行について、その透明性を高め、利用者の理解を深めるため、取扱営業所の数や業務の内容等、上述の目的を達成するために必要な業務及び組織その他経営内容に関する情報を引き続き公表すること。

公表に当たっては、ホームページを活用した情報提供を行うこと。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制の充実・強化

法令等を遵守しつつ業務を行い、機構に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、「独立行

政法人における内部統制と評価について」(平成 22 年 3 月 23 日独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会)及び政策評価・独立行政法人評価委員会が公表した総務省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見(平成 22 年 12 月 22 日付け政委第 34 号及び平成 23 年 12 月 9 日付け政委第 28 号)を踏まえ、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図っていくこと。

## 2 適切な労働環境の確保

職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施するとともに、適材適所の人事配置を行うこと。また、メンタルヘルス、人権等の労務課題への適切な対応を図ること。

## 3 機構の保有する個人情報の保護

保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理に努めること。

郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても個人情報の適切な管理が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

## 4 災害等の不測の事態の発生への対処

東日本大震災の際の対応等を踏まえ、災害等の不測の事態が発生した場合においても、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務を適切に実行できるように、リスク管理体制の充実を図ること。

また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう監督を行うこと。また、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務の再委託先においても災害等の不測の事態の発生への対処が図られるよう委託先を通じて監督を行うこと。

## 5 情報セキュリティ対策の推進

セキュリティ対策に係る政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。

## 6 積立金の処分

中期目標期間の最終年度の決算整理を行った後、なお、積立金があるときは、次期中期目標期間繰越積立金として総務大臣の承認が行われる金額を控除した残余の金額を国庫に納付すること。

なお、積立金の処分に当たっては、次期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出すること。

## 7 その他

業務の運営に当たって、環境保全の観点から環境に与える影響に配慮し、適切な対応を図るよう努めること。

【郵便貯金・簡易生命保険管理機構】

貸借対照表

平成25年3月31日

(法人単位)

(単位：円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預金	29,959,589,269,364	郵便貯金	29,958,707,577,102
預金	29,959,589,269,364	通常郵便貯金	4,458,775,750,582
預託金	78,877,076,944	定額郵便貯金	25,497,067,317,870
有価証券	12,245,405,593	住宅積立郵便貯金	1,910,000
国債	12,245,405,593	教育積立郵便貯金	2,862,598,650
貸付金	14,178,141,562,956	保険契約準備金	45,995,977,295
預金者貸付	45,353,360,982	支払備金	45,995,977,295
保険契約者貸付	891,296,707,279	借入金	14,178,141,562,956
公庫公団等貸付	10,156,000,000	長期借入金	14,178,141,562,956
地方公共団体貸付	13,231,335,494,695	その他負債	622,727,696,185
その他資産	623,724,740,557	未払費用	586,685,110,069
前払費用	4,506,242	その他の負債	36,042,586,116
未収収益	586,662,293,387	賞与引当金	21,843,103
その他の資産	37,057,940,928	役員賞与引当金	3,676,783
有形固定資産	41,369,863	退職給付引当金	5,358,700
建物	10,432,500	時効保険金等払戻引当金	7,812,663,488
減価償却累計額	△3,829,631	負債の部合計	44,813,416,355,612
その他の有形固定資産	51,839,130	(純資産の部)	
減価償却累計額	△17,072,136	設立時資産・負債差額	7,000,000,000
無形固定資産	30,517,949	利益剰余金	32,233,587,614
ソフトウェア	30,517,949	前中期目標期間繰越積立金	23,319,439,128
		当期未処分利益	8,914,148,486
		(うち当期総利益)	8,914,148,486
		利益剰余金合計	32,233,587,614
		純資産の部合計	39,233,587,614
資産の部合計	44,852,649,943,226	負債及び純資産の部合計	44,852,649,943,226

# 損益計算書

平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

(法人単位)

(単位：円)

科目	金額
経常収益	13,275,453,748,664
保険料等収入	12,852,323,086,180
保険料	2,685,009,537,030
再保険収入	10,167,313,549,150
資産運用収益	398,530,585,631
預金利息	74,096,586,306
有価証券利息	19,841,374
貸付金利息	324,414,157,951
役務取引等収益	16,973,285
その他の役務収益	16,973,285
その他経常収益	24,583,103,568
支払備金戻入	16,826,170,781
その他の経常収益	7,756,932,787
経常費用	13,266,539,600,178
保険金等支払金	12,866,374,716,793
保険金	7,413,119,909,728
年金	1,401,103,025,060
特約保険金	346,781,995,364
解約還付金	865,707,311,129
その他支払金	153,982,237,535
再保険料	2,685,680,237,977
資金調達費用	398,510,744,257
郵便貯金利子	74,096,586,306
借入金利息	324,414,157,951
役務取引等費用	16,973,285
その他の役務費用	16,973,285
事業費	706,309,356
人件費	242,345,267
物件費	442,996,383
減価償却費	13,126,860
租税公課	7,840,846
一般管理費	242,874,061
人件費	176,513,899
物件費	57,505,996
減価償却費	6,052,962
租税公課	2,801,204
その他経常費用	687,982,426
時効保険金等払戻引当金繰入額	534,697,087
その他の経常費用	153,285,339
経常利益	8,914,148,486
当期純利益	8,914,148,486
当期総利益	8,914,148,486